

城里町教育産業常任委員会会議録

日時 平成30年4月24日(火)

午後 2時08分

場所 役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	菌部 一君	副委員長	片岡 藏之君
	杉山 清君		小林 祥宏君
	阿久津 則男君		加藤木 直君
	桜井 和子君		

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議長 小 坪 孝 君

欠席委員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	高 岡 秀 夫
教育委員会事務局長	小 林 克 成

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

教育産業常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 教育産業常任委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 審議事項

(1) 城里町指定史跡黒澤止幾生家について

5 閉 会

午後 2時08分開会

開 会

- 議会事務局長（阿久津雅志君） 大変お疲れさまでございます。
それでは、ただいまより教育産業常任委員会を始めたいと思います。
-

委員長挨拶

- 議会事務局長（阿久津雅志君） 最初に、菌部委員長よりご挨拶をいただきます。
○委員長（菌部 一君） 委員各位には、本日の一般質問終了後のお疲れのところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。
本日の会議は、黒澤止幾生家の調査結果等の報告を教育委員会よりいただき、協議をしていきたいと思っておりますので、慎重なる審議と、委員会運営には特段のご協力をお願いし、挨拶といたします。
○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。
-

議長挨拶

- 議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、小坪議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（小坪 孝君） 本日の定例会、ご苦労さまでございました。また続けての委員会、ご苦労さまでございます。
何とぞ、慎重審議のほうよろしくお願いいたします。
以上です。
○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。
-

審議事項

- 議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、ただいまより会議に入ります。
ここからの進行は、委員長の進行によりお願いしたいと存じます。
よろしくお願いいたします。
○委員長（菌部 一君） 着座のまま失礼をいたします。
それでは、会議に入ります。
最初に、提出資料をもとに、教育委員会より説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） まず、これに至った経緯なんですけれども、私も初めて局長になりまして、きょうこの場で委員会が開催されるというのを先ほど聞いたような話でございまして、この資料をつくるに当たっての、まず経緯をお話をさせていただきたいと思います。

この資料を作成する経緯でございしますが、4月19日、予算特別委員会が終了しまして、その後に、黒澤止幾生家のほうに皆さんで視察に行っていたわけでございます。それで帰庁後に小坪議長のほうから、町文化財登録の経過と、それに伴いまして、平成26年度に調査を行いました、敷地の調査と建物の調査です。それらの資料を作成して、本日24日に議員さんが一堂に会するので、一般質問等で参集しますので、その前に控室のほうに置いておいていただければ、その説明の必要もないよというようなことでこの資料を作成したわけでございます。

なお、今年から町長のほうとも事前の調整ということで、その日に議長さんには待っていて、19日の夕方、町長のほうと大ざっぱな資料を見せまして、このような形で議員さんのほうに資料を提出しますということで了解をいただきまして、その旨を議長に話し、その後に資料を作成しまして、4月23日、このような形でまとめて、長の決裁をいただいて、今日に至ったというような経緯でございます。

そうした中で、求められている資料につきましては、黒澤止幾の建物が指定文化財というようなことで議員さんが理解しているというようなところもあるので、その辺が、町指定が史跡というようなことでは、ちょっと表現というか、考え方が変わってきてしまうので、その辺のところをはっきりしたいので、教育委員会のほうで指定までの経緯を説明できる資料を用意してくださいという趣旨のもと、教育委員会におきましては、ここにまとめさせていただきまして、表題としては「城里町指定史跡黒澤止幾生家指定までの経過」というようなことで、時系列にまとめさせていただきました。順にご説明させていただきます。

着座ですみません。

まず、日付、内容、資料ということで、その都度、詳細についてお話をしていきたいと思っております。

平成27年6月25日、町教育委員会へ町長名で城里町指定文化財指定申請書提出ということで、資料のほう、脇のほうにインデックスが張ってあったと思いますが、1番というものの、資料1をごらんいただきたいと存じます。

このような形で、町長のほうから教育委員会のほうに申請書が出されたところでございます。文化財の種別としましては、建物、または史跡と。2番、文化財の名称及び員数については、黒澤止幾生家、1棟。所在地は錫高野、この地番です。それと所有者等については、既に城里町のほうに変更となつてございますので、城里町長の名前となつてござい

ます。またそのときの状況等もここに記載してございます。

このようなことで、町から教育委員会、文化財の指定につきましては、教育委員会のほうで最終的に委員会の議決をとって決定するものですから、こういう形で申請が出されてございます。

次に、これを受けまして、6月26日、資料の2番目になりますが、教育委員会より町文化財の審議会のほうへ文化財の指定についての諮問がございまして、当時は今と違いまして、教育委員会のほうも、簡単に言えば旧法ということで、教育委員会の一番の偉い人といえますか、その会務を総理する者は委員長でございました。今はそれが変わって、教育長が教育委員会の会務を総理するというようなことに改正になってございますが、平成27年当時は、委員長がこのようなことで、教育委員会のことについては全て委員長が責任を持って行うというような内容でございまして、委員長から城里町文化財保護審議会の会長宛てに、町指定文化財の指定についてということで、諮問書が出されてございます。

これを受けまして、表紙になりますけれども、7月22日、平成27年度第2回町文化財保護審議会にて、指定申請及び指定諮問書を報告し、指定審議に必要な調査について、建造物としての価値、歴史的価値の2方向から、専門家に調査を依頼することとしまして、まず県立歴史館主任研究員で町の文化財保護審議会の委員でもおられます笹目さん、それと県文化課に調査者推薦を依頼しまして、公益財団法人文化財建造物保存技術協会評議員で、当時、水戸市、筑西市、大洗町文化財の保護審議会委員を歴任されておりました畑野さんの紹介を受けまして、この2人に黒澤止幾生家についての調査を行っていただいたところでございます。それが、資料の3番が畑野さんから上がってきた調査報告書でございます。

内容等、簡単に申し上げますと、資料3の1ページ、2ページ、3ページまでにつきましては、現状の様子を文言化してございまして、4ページ中ほどになります調査者の意見というところで、中ほどに、8畳間座敷で云々かんぬんということで書かれてあると思います。建物から教鞭に使用したと思われる痕跡は見当たらないが、西方の庭園内にある水盤の刻銘年号は、あたかも黒澤止幾が亡くなった年に近く、何らかの関係があるようである。いずれにしても、伝承と建物が存在することはまことに貴重で、この機会に保存したいというようなご意見がなされてございます。この方はその後、図面等である程度の見取り図、写真等も撮っていただいて、添付がされております。

次に、資料の4番になります。県のほうから紹介をいただいた水戸市等の委員をなされております笹目さんからの報告でございまして、この報告書につきましても、前段がその状況を示してございまして、開いていただきまして、調査の意見、下段のほうです。時間の関係もありますので、後でござらんいただくとして、その重要な部分だけとして、最後の段落になりますが、以上、黒澤止幾生家は錫高野という地域と幕末という時代が生んだ歴史上特筆される女性であるとともに、錫高野の地域に尽くした教育者であると言える。その関係資料が現在茨城県歴史館や茨城大学図書館に所蔵されており、今日でもなお研究者に

よって資料の翻刻や幕末政治史、女性史、教育史などの研究に活用されている。その生家を城里町指定文化財に指定することは妥当であると判断されるというようなことで、いずれもお二方の調査の内容からは、価値がありますよという報告を受けてございます。

これを受けまして、表紙に戻っていただきますと、12月24日、第3回文化財保護審議会にて兩名の調査結果の報告をいただき、畑野氏にも審査会に参加いただき、指定について協議、指定する方向で結論づけられたところでございます。指定分野については、黒澤止幾が生まれ育ち、子弟の教育に従事した場所を生家を含め、史跡として指定することがここで決定されてございます。

それが、今度は資料の5番です。2月17日、第4回文化財保護審議会において、黒澤止幾生家指定諮問答申について協議、当日指定答申ということでございまして、諮問を受けておりました文化財保護審議会から教育委員会のト部さん宛てに、城里町文化財の指定についてということで、このようなことで答申がなされてございます。答申物件及び所有者ということで、黒澤止幾生家（立地する土地1筆を含む）、城里町長、上遠野修。答申内容、別紙答申書のとおりということでございまして、これにつきましても、その裏面のほうにあります、先ほどの調査の内容等をまとめた内容になってございます。

下段のほうになります。本物件は、ということで始まりまして、下から3段目になりますけれども、改造も少なく古民家としても貴重である。以上のことから、黒澤止幾生家を城里町文化財に指定することは妥当であると判断されるということで、文化財保護審議会の意見として、教育委員会のほうに提出をしてございます。この答申を受けまして、表紙に戻っていただきますと、28年2月25日、文化財答申を受け、町教育委員会黒澤止幾生家の文化財指定について議決がなされてございます。

それをもちまして、28年3月1日、告示の写しということで、その指定したときに告示したものの写しが資料の6番ということで、城里町教育委員会告示第1号、城里町文化財保護条例第40条第1項の規定により、次の記念物を城里町指定史跡に指定すると。平成28年3月1日、委員長云々かんぬん。町指定史跡に指定する記念物ということで、種別にすきましては史跡という種別でございます。名称につきましては「黒澤止幾生家」、員数につきましては建物1棟、それと土地807.99平米、所有地番、所有者、管理者というふうなことで告示をしてございます。

これが黒澤止幾の生家を指定した経過、それと最終的な指定は建物本体ではなくて、土地建物を含めて史跡として指定したという経緯でございます。

続きまして、資料の7番になりますが、これにつきましては、28年度に予算をいただきまして、その土地の確定測量を行った内容でございます。中身、若干省略してございますが、隣接者からの同意を経て杭を打ち、それを確認していただいた後に求積をしてございます。面積につきましては、帳簿どおりの面積が確保されている状況でございます。写真のほうも白黒で大変見づらくて申しわけございませんが、そのポイント、ポイントに、現

在プラスチック杭を設置してございます。

次に、資料の8番になりますけれども、予算の中でもいろいろとご審議をいただいた内容でございます、28年度に行いましたその生家の現況調査を業務委託したその報告書の写しでございます。これも全てですと枚数がございましたので、抜粋してここに挙げさせていただいたわけでございますけれども、このようなことで、家の中も細部にわたってはちょっと危険だということございましたので、崩れてもある程度現況がわかっているというようなことで、あくまでもその修復等に使用できるレベルの調査ではありませんでしたけれども、できる範囲の中で調査をさせていただいた内容でございます。それぞれの各重要な部分については、このように写真を撮ってございます。

また、図面のほうにつきましては、この中でも何枚か抜いてもいいかなと思ったんですが、番号などの続き番号もございまして、これは何の図面を抜いたんだと言われることもあると思いましたので、図面のほうは、ある程度通し番号でつけさせていただきました。現況図から始まりまして、建物の平面図、それと立面図です。その他できる限り、はかれる部分については寸法等も記載してはかってございます。このようなことで、測量と調査のほうは終わってございます。

最後に、参考とさせていただきます、城里町文化財保護条例というものが町のほうで規定されてございます。その定義、第2条の第4号になりますか、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡で歴史上、または学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、云々かんぬんとございましてけれども、これらを記念物という内容の表現のものでございます。

以上、駆け足で申しわけございませんが、説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（**菌部 一君**） ご苦労さまでした。

それでは、資料に関する説明が終了いたしましたので、ここで質疑・ご意見等をお受けいたします。質疑・ご意見等は、ページを述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑・ご意見等をお受けいたします。

○議長（**小坏 孝君**） 私の名前が出ていたものですから、ちょっと話をさせていただきたいと思えます。

この間、教育委員会で現地を視察したんですけれども、その中で、我々議会に示されていたものは、建物が文化財であるということで議会では報告を受けていました。それで、前回150万円何がしの予算を認めたんですけれども、要するにその建物を保存するのにといい形で。あくまでも文化財は建物であって、史跡ではないんだよね、報告が。そういう形で現場に行ったら、今度は史跡が文化財なんですという話に切りかわったものですから、そういう形の中で、私がちょっと腑に落ちなかったのは、議会議員に対してこういう報告書をちゃんと正確に報告して、それで予算をもらってちゃんとやってくれるんらしいけれども、建物が文化財だと言って、急にそこに行ったら今度は史跡が文化財だと。そう

いう切りかわりではなくて、ちゃんと正直にやりましょう。それだから、その文化財の申請を要するに結果報告とか、いろいろ資料を出してください、見せてくださいとお願いした経緯をちょっと委員の皆さんに。あくまでも三、四年、建物が文化財であって史跡ではない。その話があったものですから、この資料を提出するように私は述べましたので、そのことだけ報告しておきます。

○委員長（藺部 一君） それではどうぞ。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） では、一点補足で委員長すみません。その文化財の種類というものについて、若干お話をさせていただきます。

城里町の指定登録文化財というものが、今現在、これは国・県含めて57ほど城里町の中には存在しているところがございます。そうした中で、建造物ということで申し上げますと、代表的なものとしましては観音堂ということで、小松寺さんでございます観音堂、これは建造物でございます。そのようなことで、あとは建造物といえば大山寺の山門ということで、これも建造物というようなことで……

○議長（小坪 孝君） 建物、それはもう文化財になっているんでしょう。

○教育委員会事務局長（小林克成君） はい。

○議長（小坪 孝君） なぜ、この黒澤止幾のところ桂時代に文化財にならなかったのかなというのがちょっと。本当にすばらしい。桂の時代にそういう建物が、もうこういふふうには壊れる前に文化財にして、桂の時代に残すべきだったと思うんだけど、こういふふうには壊れちゃってから城里町に持ってきて文化財にしたとしても、復元するのにもうどうしようもないし、そこら辺、ちょっと桂時代のときのことをわかる人があったら聞かせてください。なぜ桂の時代にこの建物が文化財にならなかったのか。ほかは文化財になっているんでしょう、建物に対しては。

○委員長（藺部 一君） 議長、局長は文化財の種類とか説明させますから、ちょっと……

○教育委員会事務局長（小林克成君） 続けさせていただきます。

あとは、今現在も町の文化財保護審議会のほうに町のほうで指定してございます徳蔵寺の大師堂、それが町の建物の文化財として登録してございまして、それを修復するということが申請が上がってきてございまして、修復についても、建物として登録されていれば町の文化財の保護審議会を通らないと直せないというようなことで、今処理をしているところでございます、種類としてはそのようなことで、建物として町の文化財として指定されているものもあるということをお話しさせていただきました。

そのような中で、今回のものについては、表現は史跡ということになっていますが、この中の報告書等を見ますと、土地と建物を含めて史跡として町のほうは登録したというような内容でございます。

○委員長（藺部 一君） そのほか。

副委員長。

○副委員長（片岡藏之君） これは要するに、建物と下の地べた、それまでの経緯というものが要するに合わさっての文化財としての見方ということでもいいんですよ。

○教育委員会事務局長（小林克成君） そのようなことで理解していただければ。

○委員長（藺部 一君） 議長が言われたんですが、文化財というと、私もイメージ的には建物が頭にあったのが事実なんです。建物そのものがやはり文化財だなど。草が出て余り手を加えていない建物という意味合いがあったものですから、私もそう思っていたんです。

ただ、議長が言われるように、建物のほかに史跡としてという、文化財の指定の仕方いろいろあるのかもしれないです。私も勉強不足だった部分があったんですが、イメージ的に建物かなという部分が強くあったのも事実なんですけれども。

○議長（小坪 孝君） 教育長と局長はいなかったから、当時のことを聞かれてもどうしようもないよな。

ただ、町長は建物が文化財だと言って、建物だけしか。史跡として一体で文化財ということは一言も言っていないから。この間、向こうに行ったときに女の子が佐野さんと言ったっけか史跡が文化財なんですという話になっちゃって。町長は建物が文化財なんですという話で、史跡で文化財になったという報告は全然していなかったから、そこら辺が私は腑に落ちなかったなという感じがするんだけど、一回でも史跡が文化財という話を聞いていれば憤慨さなかったんだけど、局長と教育長は当時はいなかったから、さかのぼったとしてもどうしようもない。

○委員長（藺部 一君） 小林委員。

○委員（小林祥宏君） 要するに、修復するのか復元するのかどっちなの、これ。修復は不可能だろこれね。復元になったら大変だよ、これ。これからその辺はどのように考えているのかなと思って。

ただ、先ほど桂時代でそういう話、金長義郎村長のときも出ません。それで教育委員会なんかでも審議したんだけど、結局固まらなかったんです。それでそのままになって、大澤さんというのがいて、それから検証という形で、それがふったかったみたい。モラル21とか、そういうのででき上がっているように。あとは全然沈んでいた。急にこれ。難しいんじゃないかなと。それで私も思ったんだけど、ほこらのものをつくって、記念碑でも。ちゃんとここが黒澤止幾の生家跡地だよという、その辺でいいのかなというように考えではいたんだけど、これまでやるとこれは大変な事業だなどは思っているけれども。

○委員長（藺部 一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） そのような中で、今もお話がありましたように、

修復するのか、建てかえるのか、壊すのかというような問題もあると思うんです。そうした中で、今年、予算特別委員会の中でもお話をさせていただきました主要事務事業の中では、町長のほうも、資料のほうを用意して附箋等を張っておったんですけども、議会の中で何回かにわたりまして、黒澤止幾生家ですとか、昨年12月には古内の小学校跡地を民俗資料館みたいにしてというような質問の中で、黒澤止幾の生家のところを整備検討するんだというようなことでお答えしてございます。

そのようなものを受けまして、今回、歴史民俗資料館保存活用計画策定事業ということで、本年度の予算に2カ年計画で、この前もお話ししたと思いますが、今年が調査と。来年についてはその地域の代表の方、また議会の皆さん、議会の代表の方、それと学識経験者、町文化財の保護委員さんはもとより、そのような方々で検討委員会を作成しまして、来年度1年間かけて、その黒澤止幾生家本体も含めて、その辺をどのように整備していくか、またどのようにこの一帯を活用していくかということで検討をさせていただくということで2カ年計画。本年が委託料で278万5,000円、来年度が335万円ということで、合計613万5,000円ということで、事業費のほうを挙げさせていただいてございますので、その中ではっきりと検討していきたいというふうには考えてございます。

○委員長（藺部 一君） 副委員長。

○副委員長（片岡藏之君） これ、今までここにあった資料は、町で持っているものというのはどれくらいありますか。

○委員長（藺部 一君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） 大変申しわけございません。私もその辺まで調べられればよかったですけれども、ほとんどが茨大ですとか、あとは歴史館のほうにも何点かあると。あと町のほうでもお預かりしているといいますか、正確にはどういう形で町が持っているかはわかりませんが、町のほうでも、古文書といいますか、その文章とか、いろんなそのものは預かっているということは報告は受けてございますが、すみません、私も何分時間がなくて、これがどれだというものはまだ見ていないんです。

○副委員長（片岡藏之君） じゃ、例えばここにそういった建物なりを建てたときに、茨大とか県のほうに行っている資料というのは返してもらえるというか、そこに戻せるというあれはあるのかな。

○委員長（藺部 一君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） すみません。その辺のところなんですけれども、私も確かめたわけではないんですが、茨大にある資料は、もう茨大が所有しているというようなお話も聞いておりますので、返してもらおうという概念はないんじゃないかというふうには思うところなんですけれども、その辺のいきさつ等については、私もその経過、残っている資料も、町のほうで預かっているものとかそういうものはわかるんですけども、行っちゃったものについては町は一切通っていないので、その辺の経緯はすみませんがわ

かりません。

○委員長（藺部 一君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） 今年1年、さらに突っ込んだ調査をするということなんですよから、今回、教育産業委員会では全会一致ですから、一応認めちゃった予算ですから、これは当然今年1年は、まともな調査に私は期待したいんです。2カ年持っていますけれども、どういう人が調査するのかわかりませんが、その人たちがあの現場に行って、これは使えるものか使えないものか、その辺の判断はまともな判断をしていただきたいというのが私の願いです。

以上です。

○委員長（藺部 一君） そのほかございませんか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） 今のお話の中で、我々もすごく悩むところといいますか、普通の業者ではできないというところもございまして、今までの指定文化財の調査を行ったようなところをずっと探してはおるんですけども、その中で入札ということで決めていくわけでもございまして、そうした場合に、あくまでも私どもは、今言われましたように、誰が見てもおかしくないといいますか、その文化財等に対して、精通した事業者へ委託をしていくということで、今のところは考えてございまして、今回の調査については、普通の建物の調査と違いますので、実績を重視した中で、その事業者は、指名なり何なりして選定して決めていきたいというふうには考えてございまして。

○委員長（藺部 一君） 小林委員。

○委員（小林祥宏君） いずれにしても、歴史民俗資料館保存活用計画策定事業ということで予算計上されたわけですね。黒澤止幾生家の保存活用に向けての計画策定だね、今は。実施じゃなくて、全然。それで280万円かな、計上されているのは。その辺は真剣に、今阿久津委員が言われたとおりやって、調査してもらいたいですね、やっぱその辺は。これを計画したから何でもかんでもやるんじゃないで、周りの状況を判断しながら。あの辺はそれで、言いたいことはあるんだけど、あそこの後ろの土地は急傾斜の問題に入っているんです。都市建設課に聞けばわかるけれども、あれは。その辺もよく勘察してやってください。難しいんです、あそこ。後ろずっとバックが、危険地域で県の調査が依頼の間増井地区だけか出していたけれども。

○委員長（藺部 一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林克成君） その辺のところは、今年環境調査も入ってございまして、その辺のところでも十分調べていきたいというふうには考えてございまして。

○委員長（藺部 一君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） 先ほど、議長が知っている人という形だから、それは旧桂村の議員に対して言っているのかなという思いは私、ありますけれども、これ先ほど小林さん

からもお話ありましたけれども、やっぱり桂時代に大澤さんが入ったという形の中で、相当複雑になった経緯があると思うんです。要するに、当時団体なんかも本来ならば入り込もうと思ったけれども、なかなか入り切れなかった点なんかもあるし。

ただ、私は先日もつい通りましたけれども、南会津。大宅宗吉さんが町長3期目に入りました。文化財の保護を石碑でやったり、そういうところというのは、観光客とか興味のある人は来ません。一度、私の紹介だと言って南会津町に行ってください。とにかく、例えば館岩住宅にしても水引住宅にしても、やはり文化財の保護が全然違う。だから外貨を稼いでいるわけです。1万6,000人の人口で125億円強も一般会計予算があるなんていうところが、例えば地方の町でないですよ。やはり要するに、もう少し知恵と体を使って、ただ単に机上の論でやるような形では議員の資格は私はないと思う。

○委員長（藺部 一君） そのほかにございませんか。

なければこれで。

教育委員会のほうにお願いしたいんですが、その報告がまとまりましたら、委員会のほうにも提出をお願いしたいと思います。調査をして結果が出たとき、よろしく願います。

○議長（小唄 孝君） 正しく報告して下さいね。それだけお願いしときます。偽りのない報告を。

○教育委員会事務局長（小林克成君） わかりました。

閉 会

○委員長（藺部 一君） じゃ、そういうことでよろしく願いたいと思います。

じゃ、副委員長から。

○副委員長（片岡藏之君） どうもきょうは定例会の後の教育産業委員会ということで、真剣なる審議をいただきましてまことにご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会